

社会保険部の頁

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行

社会保険部

マイナ保険証への移行では最大1年間とされた経過措置が終了しており、全ての保険者において発行済の健康保険証の有効期限が本年12月1日に到来し、翌12月2日以降はマイナ保険証による資格確認を基本とする仕組みへと移行されました。また、本稿でも、これまで健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い等をお知らせしているところですが、今月の経過措置の終了によって窓口での資格確認はマイナ保険証または資格確認書のいずれかとなることから、改めてオンライン資格を運用するにあたっての留意事項をお示しいたします。なお、こちらは従来お示ししてきた方法と変わるものではありません。

(1) マイナ保険証及び資格確認書

医療機関・薬局における患者の資格確認は、マイナ保険証または資格確認書のいずれかにて行うことが基本となります。患者のマイナ保険証により有効な資格が確認できる場合には、追加で資格確認書類を確認することは不要となります。なお、資格確認は各月の初回のみに行うのではなく、受診の都度で行うこととされておりますのでご留意ください。

マイナ保険証を持たない方には健康保険証の有効期限が切れる前に保険者から資格確認書が交付されておりますが、保険者の選択によって資格確認書のサイズは異なりますし、電磁的な方法で資格確認書が交付されることも有り得ますので、その場合はスマートフォン等の画面に表示された資格確認書の内容で資格確認を行ってください。

また、患者が資格確認書を提示した場合には、患者情報をオンライン資格確認システムに照会することで券面に記載された保険資格の有効性が確認でき、資格喪失後の受診を防ぐことができますので、レセプトの返戻を防ぐ観点からも、受診・利用時にはオンライン資格確認をお願いいたします。

オンライン資格確認を行った結果

- ア. 「資格情報なし」と表示された場合、直近で保険者の異動のため患者情報がシステムに反映されていない可能性がありますので、資格確認書の情報を踏まえて患者への状況の確認をお願いいたします。
- イ. 「資格無効」と表示された場合、直近の患者情報がシステムに未反映か、資格確認書に記載の保険資格が無効なため、最新の保険資格について患者に確認いただき、資格喪失のまま受診されることがないよう確認をお願いいたします。

(2) オンライン資格確認の義務化対象外となる医療機関での対応

オンライン資格確認導入の義務化対象外の医療機関における、経過措置期間終了後の資格確認は、①資格確認書、②マイナ保険証とあわせて提示された「資格情報のお知らせ」、③マイナ保険証とあわせて提示されたマイナポータルの資格情報画面のいずれかの方法で行っていただくことが基本となりますので、窓口でのご対応をお願いいたします。

(3) 暫定的な取扱い

12月2日以降、期限切れに気付かずには健康保険証を持参された患者や、保険者から通知される「資格情報のお知らせ」のみを持参された患者については、それのみでは有効なものとして取扱いはできませんが、患者が加入される保険者によらず、保険給付を受ける資格を確認した上で、患者の状態に合わせて3割など、一定の自己負担割合を求めてレセプト請求を行うことは、令和8年3月末までの暫定的な取扱いとして差し支えないとされます。そのうえで、次回以降の受診時にマイナ保険証または資格確認書を必ず持参していただくよう、窓口等にてお声掛けをお願いいたします。

(4) オンライン資格確認の結果、「●」が表示された際の対応

オンライン資格確認の結果、患者の氏名等の一部が「●」として表示された場合、文字を置き換えずに黒丸表記のままでのレセプト請求が可能です。さらに、患者住所が黒丸または空欄、或いは表記された住所と窓口での患者申告の住所が異なる場合でも、そのままレセプト請求をされることに差支えはありません。この場合も、患者の状態に合わせて3割など、一定の自己負担割合の支払いを求めてください。

(5) マイナ保険証で資格確認ができなかった場合の対応

マイナ保険証でオンライン資格を行ったとき、何らかの理由により資格確認ができなかった場合であっても、過去の受診歴等での請求や不詳レセプトの請求により、患者に10割負担を求めるうことなく、3割などの一定の自己負担割合の支払いを求めた上で、レセプト請求を行ってください。マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている場合でも、期限後3か月間はオンライン資格確認を通じて患者の資格情報が確認できますので、通常の患者と同様の対応をお願いいたします。ただし、この方法は患者がマイナ保険証を利用した場合に限られますのでご留意ください。なお、喪失済みの資格で請求した場合には、レセプト審査の時点で最新の資格が保険者から登録されていないと一度返戻されますが、保険者から資格が登録された際に支払われるため、再度請求をお願いいたします。

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く） 8：00～18：00

土曜日（祝日を除く） 8：00～16：00

○医療機関等向け総合ポータルサイト－医療機関等の窓口における資格確認方法

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011769

